9　最終合格者発表　平成29年12月19日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
10　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
11　受験手続
⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
　申込受付期間は、平成29年８月４日（金）９時から８月17日（木）までとし、８月17日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
　なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の申込先に至急問い合わせること（郵送又は持参による申込みは平成29年８月４日（金）から８月７日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みは同日までの通信日付印のあるものに限る。）。
（申　込　先）
人　　事　　院　〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３
⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
12　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

医師国家試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条第１項の規定により、第112回医師国家試験を次のとおり施行する。
平成29年７月３日
厚生労働大臣　塩崎　恭久
1　試験期日　平成30年２月10日（土曜日）及び11日（日曜日）
2　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県
3　試験内容　臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能
4　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者（平成30年３月12日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）
⑵　医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後１年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの（平成30年３月12日（月曜日）までに実地修練を終える見込みの者を含む。）
⑶　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの
⑷　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの
5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
㋐　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。
㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に㋐の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は医師国家試験運営本部事務所若しくは医師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
　なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している大学又は医師国家試験運営本部事務所若しくは医師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。
イ　４の⑴に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書
　この場合、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成30年３月12日（月曜日）午後２時までに卒業証明書を提出すること。
ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　医師国家試験予備試験の合格証書の写し（医師国家試験運営本部事務所又は医師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書及び実地修練施設の長の発行する実地修練を終えたことを証する書面又は実地修練を終える見込みであることを証する書面
　なお、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出した者にあっては、平成30年３月12日（月曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面を提出すること。
エ　４の⑶又は⑷に該当する者が提出する書類　医師国家試験受験資格の認定書の写し（医師国家試験運営本部事務所又は医師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、平成29年11月１日（水曜日）から同年11月30日（木曜日）までに提出すること。
イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、医師国家試験運営本部事務所とする。
ウ　ただし、下記に掲げる医師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
北海道　ランスタッド・札幌オフィス
宮城県　ランスタッド・仙台オフィス
東京都　ランスタッド・首都圏プロセスセンター
愛知県　ランスタッド・名古屋オフィス
大阪府　ランスタッド・難波オフィス
広島県　ランスタッド・広島オフィス
香川県　ランスタッド・高松オフィス
福岡県　ランスタッド・福岡オフィス
沖縄県　人材派遣センターオキナワ
エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成29年11月30日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　書類の提出については次のことに注意すること。
ア　４の⑴に該当する者で卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成30年３月12日（月曜日）午後２時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。
イ　４の⑵に該当する者で、実地修練を終える見込みであることを証する書面を提出したものにあっては、平成30年３月12日（月曜日）午後２時までに実地修練を終えたことを証する書面の提出がないときは、当該受験は原則として無効とする。